

日本家族社会学会賞規程に関わる細則

第1条（奨励論文賞の対象業績）

奨励論文賞の選考対象とする業績は、当該3年間に機関誌『家族社会学研究』に掲載された「新進研究者」による投稿論文、およびそれと同等の期間にレフェリー制のある学術雑誌に発表された「新進研究者」に該当する会員の論文で自薦・他薦されたものとする。

2. 前項の「新進研究者」とは、論文掲載時点で大学院修士課程修了概ね10年以内の者（または、これと同等と認められる者）とする。

3. 原則として単著論文とするが、共著論文であっても、1、2項の資格要件を全員が満たしている場合は、対象とする。

第2条（奨励著書賞の対象業績）

奨励著書賞の選考対象とする業績は、当該3年間に刊行された「新進研究者」に該当する会員の著書で自薦・他薦されたものとする。

2. 前項の「新進研究者」とは、著書刊行時点で大学院修士課程修了概ね15年以内の者（または、これと同等と認められる者）とする。

3. 原則として単著とするが、共著であっても、1、2項の資格要件を全員が満たしている場合は、対象とする。

第3条（授賞の期間と対象数）

奨励論文賞および奨励著書賞は、それぞれ3年に1回、3点程度に授与する。

第4条（選考委員会の設置時期と任期）

奨励論文賞、奨励著書賞ともに、授賞式の1年前までに理事会において選考委員を選任し、会長が委嘱する。任期は選任時点から授賞式のある秋の総会までとする。

2. 理事会において選任する選考委員の再任は妨げないが、同一理事会期内および連続する理事会期における再任は認めない。

第5条（選考委員会の構成）

奨励論文賞、奨励著書賞ともに、選考委員会は学会賞委員会委員長のほか、理事会の推薦する非理事会員4名を加え、計5名で構成する。

2. 選考委員会に委員長を置き、学会賞委員会委員長をこれにあてる。

3. 学会賞委員会委員は、選考委員会に関わる事務的な業務を行い、委員長を補佐する。

第6条（表彰）

受賞者には、表彰状と副賞を贈呈する。

第7条（改廃）

本細則の改廃は、理事会の議を経ることを要する。

2001年3月10日 施行

2008年9月6日 改定

2010年7月31日 改定

2017年9月8日 改定

2020年3月28日 改定